

令和 7 年 第4回

当別町教育委員会定例会議事録

当別町教育委員会

令和 7 年 第 4 回 当別町教育委員会定例会 議事録

日時 令和 7 年 3 月 2 6 日（木） 午後 4 時 0 0 分

場所 当別町役場 3 階中会議室

出席者 三澤教育長、武岡教育長職務代理者、小林委員、佐々木委員、大畑委員

出席職員 山田教育部長、高田学校教育課長、川村学校教育課参事、村上社会教育課長

傍聴者 なし

【開会宣言】 教育長	ただ今、委員全員出席しておりますので、これより令和 7 年第 4 回当別町教育委員会定例会を開催いたします。
【傍聴確認】 教育長	傍聴の方はいらっしゃいますか。 （「いません」の声） 傍聴がおりませんので、早速議事に入らせていただきます。
【議事日程】 教育長	日程につきましては、各委員に配付しております日程表に基づきまして議事に入ります。
【日程第 1】 教育長	日程第 1、報告第 1 号、令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書の作成について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	それでは、報告第 1 号、令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書の作成について、1 頁をご覧ください。 令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について、当別町の調査報告書を作成したので、委員会へ報告するものであります。 詳細につきましては、学校教育課長より説明いたします。
学校教育課長	それでは、私のほうから説明させていただきます。 当別町版、令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書について、説明いたします。 別冊資料をご覧ください。1 頁目は、調査内容についてまとめています。 次に 2 頁、3 頁目については、体格に関する結果でございます。小学校男女と、中学校男女の身長・体重については、全国平均を上回っております。肥満傾向の出現率は、小学校男子以外は、全国平均を上回っています。痩身傾向の出現率については、小学校男女で僅かに全国全道平均を上回っているものの、中学校男子で全国平均並み、中学校女子においては、出現率が 0 という結果でございました。 続きまして、4 頁、5 頁目は、実技の調査結果でございます。 こちらにつきましては、既に当別町の結果速報においてお伝えしておりますので、説明については割愛させていただきます。 続きまして、6 頁目から 9 頁目については、小学校男女、中学校男女における過年度との比較になります。

体力の経年変化を見ますと、小学校、中学校男女ともに令和6年度は、おおむね上昇に転じました。また、下段の体力T得点の推移結果から、特に小学校男女において共通することは、20mシャトルランのねばり強さ、いわゆる持久力の面に課題が見られます。中学校男女で共通するところについては、長座体前屈、20mシャトルランの体の柔らかさ、ねばり強さ、いわゆる柔軟性と持久力の面に課題が見られます。新年度、この点を意識した取組ができればと思っています。

続きまして、10 頁以降については、質問紙の結果についてまとめております。

体力・運動意欲については、運動やスポーツが好き、大切なもの、卒業後も運動する時間を持ちたい、という3つの質問項目において、小学校男女、中学校男子で全国を上回るものの、小学校と比べると、中学校では低くなる傾向が見られます。

この3つの項目は、体力との相関関係があり、運動やスポーツが好き、大切、卒業後も運動する時間を持ちたい、という回答をした児童生徒の体力合計点が高い傾向にあることから、運動の楽しさや大切さを伝えることを意識した授業づくり、家庭への啓発活動が重要でございます。そのことに加えまして、生涯にわたって運動に親しむ力を身につけることができるように継続して取り組みを進めていく必要がございます。

続きまして、12 頁から 13 頁の運動習慣について、でございます。

小学校男女、中学校男子において1週間の総運動時間 420 分以上、1日 60 分以上の割合が増加しました。一方で、まったく運動しない0分の割合が小学校女子を除き全国平均を上回っております。1週間の総運動時間と体力合計点には相関関係があることから、継続的な運動習慣定着へ向けた地域・家庭と連携した取組が必要になります。

続きまして、14 頁から 15 頁の生活習慣について、でございます。

生活習慣の変化については、朝食を食べないと回答した児童生徒の割合が高いものの、昨年度と比較すると、改善傾向が現れています。特に、小中学校の女子において大きく改善しております。睡眠時間においても、小中学校男女ともに改善が見られています。

朝食と睡眠との体力合計点につきましては、相関関係があることから、引き続き、健康三原則、運動、食事、休養及び睡眠の大切さを伝える中で、改めて朝食を毎日食べることが、自身の体力に大きな影響を与えることを理解させる必要がございます。また、良好な生活習慣の確立に向けた家庭との連携についても積極的に行っていくことが重要と考えております。

児童生徒にとって ICT 機器が身近な存在となり、学習以外での利用が高まっています。スクリーンタイムの増加については、視聴時間 4 時間以上となると体力合計点が低い傾向にあることから、運動時間とスクリーンタイムのバランスに留意する必要がございます。家庭が連携し、ICT 機器を有効に活用するた

	めの知識と技術を身に付けさせるなど、適切な利用に努めていくことが重要です。 続きまして、16 頁から 21 頁の体育・保健体育の授業について、でございます。 体育・保健体育の授業に対する意識においては、体育の授業が、楽しい、進んで学習に参加している、児童生徒は、運動時間が長く、体力合計点が高くなる傾向がございます。体育・保健体育における ICT 機器の活用も進んでいるため、ICT 機器を効果的に活用し、児童生徒が楽しさや喜びを味わえるような工夫とともに、各種の運動を適切に行うことにより、体力の向上を図る授業改善が大切になります。 保健の学習において、保健の授業で学習した健康三原則に気をつけた生活を送れている児童生徒や保健の学習をしてさらに運動しようと思う児童生徒の体力合計点との相関関係があることから、引き続き児童生徒の体育・保健体育の関連を図った学習の充実が求められます。 続きまして、22 頁から 24 頁につきましては、学校質問紙調査の結果でございます。 各学校においては、年間を通して調査結果を踏まえた体力向上に向けた授業改善、地域との連携した取組み、家庭への啓発を進めている結果が見られております。 最後に、25 頁につきましては、令和 7 年度の体力向上プランでございます。 これまでの内容を包括的にまとめた当別町体力向上プランを掲載しております。特に課題のアプローチにあるとおり、継続的な授業改善、生活習慣改善に向けた家庭への啓発、地域と連携した体力向上の促進等の取組を進めてまいりたいと考えております。 そして、当別町として、令和 7 年度においても体力合計点の目標を全道平均以上として取り組んでまいります。各学校で先生方と共有を図りながら、体力づくりへの取組をしてみたいと思います。 以上、当別町版の報告書に関わる説明とさせていただきます。 なお、こちらの報告書につきましては、本日の承認を受けたのち、町のホームページに公開させていただきます。 説明は、以上です。
教育長	ただ今の報告について、ご質問はございませんでしょうか。
武岡教育長職務代理者	最後なのですが、課題へのアプローチのところで、教職員向け研修機会の充実とありますけれども、具体的には、どのようなことをされていますか。
学校教育課参事	昨年度行いましたが、夏の教職員研修で、体育の体力向上に向けた実技の研修を行って、体育の時間でどのような体力づくりの取組ができるかというようなことを行っております。 新年度に向けてもそういう研修を企画をしながら、授業改善に生かせる取組を進めてまいりたいと思っております。

武岡教育長職務 代理者	そういう面と、あと、中にもあったのですけれども、テレビとかパソコンの視聴時間が4時間以上になる子は、体力向上面で問題があるという分析ですけれども、その他にも、ゲーム脳というか、パソコンを使い続けることによっての弊害が、今、問題なのではないかなと思います。それで、体力向上に向けての研修にあわせて、これは、保護者とか、児童生徒を巻き込んだ、専門家を呼んで、こういうメリットはあるけれども、そういうことをやっていると、こういう弊害もあるのだよということを、保護者にも共有していくような研修会、PTA かどこかでもやっていく必要があるのではないのかなと。私が知っている子は、10時間以上もやっている。見続けることによる弊害についても、教育委員会が主導することなのかどうか、学校が保護者向けに、子ども向けに、自らやってほしい中身だとは思うのですけれども、私は危惧しております。
学校教育課参事	児童生徒質問紙の中に、少年団活動、部活動に参加している児童生徒の調査を見ると、二極化をしています。 運動している子と、運動をしていない子。少年団や部活動をしている子は、実質的に1日の時間がそういうことに費やされるので、スクリーンタイムが減るのですけれども、スポーツなどをしていないお子さんは、やはり、時間が長くなる。そこに関しては、教育委員会として、校長会、教頭会とこの課題を共有して、CS等の地域の力を活用しながら、積極的に家庭への啓発をして、4時間というのは、体力合計得点との相関関係は、分かっているので、そのことは、周知をしながら、交流を図っていく取組は、検討してまいりたいと思っております。
教育部長	今日、たまたまなのですけれども、札幌国際大学に用事がありまして、スポーツの学科の教授のところに行きました。 その時に、この体力の話になったのですけれども、教授は、元々は、大阪大学でスポーツの研究を専門にやられていた方で、今回、国際大学の教授になったのですけれども、やはり、運動をしている人のほうが、45分以上集中力が持つと。ですから、運動能力を上げることは、イコール、学力向上につながるのだというお話をいただいて、それは体育の授業だけではなくて、普段の行動、動きのところが、それがイコール体力向上にもつながるということで、うちの子どもたちの体力向上のために、力を貸していただきたいという話を、ちょうど今日話をしてきたところですので、そういった先生の知識を借りながら、今後、研修等をしていきたいと考えております。
武岡教育長職務 代理者	もし可能であれば、先ほど言った部分についても、是非、触れていただけるとありがたいなと思います。
教育長	他にございませんでしょうか。
大畑委員	どこかに書いてあったかもしれませんが、持久走が当別町では行われていないという、男子はしているのですか…。
学校教育課参事	ここは、選択制でどちらかの種目を選ぶということですので、やっていないところも出ています。

大畑委員	全国的にも選択制ということで、持久走とシャトルランとか、そのような感じで…。
学校教育課参事	どちらかの選択制となっています。
教育長	他にございませんでしょうか。 (「ありません」の声) それでは、ないようでございますので、本件は、これで終了とさせていただきます。
【日程第2】 教育長	日程第2、日程第2、議案第1号、当別町総合体育館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	それでは、当別町総合体育館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について、2頁、3頁になります。 使用料還付の期限及び金額を変更するため、規則の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、別冊の27頁の新旧対照表をご覧ください。 今回の改正の理由なのですが、利用者の利用料金の負担の軽減と利便性の向上を図るため、さらに近隣の市町村の状況も勘案し、今回、施設の予約システムの導入時期に合わせて改正を行うものです。 従来、今ですけれども、使用日の10日前までの変更・取り消しで2分の1返還するとしておりましたが、こちらについて、5日前までの変更・取り消しで全額返還するということを改正するものでございます。 以上、議案第1号の説明といたします。
教育長	ただ今、提案の説明がありました。質疑を求めます。質疑、ございませんでしょうか。 (「ありません」の声) ないようですので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) それでは議案第1号は、原案のとおり決定いたします。
【日程第3】 教育長	日程第3、議案第2号、当別町コミュニティーセンター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	議案第2号、当別町コミュニティーセンター設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定について、4頁、5頁になります。 こちらにつきましても、議案第1号と同じく、使用料還付の期限及び金額を変更するため、規則の一部を改正するもので、詳細については、別冊の28頁、新旧対照表をご覧ください。 改正の理由としましては、議案第1号と同じになりますが、利用者の利用負担の軽減と利便性の向上を図るため、近隣の市町村の状況も勘案し、施設の予約システムの導入時期に合わせて今回改正を行うものです。

	以上、議案第 2 号の説明いたします。
教育長	ただ今、提案の説明がありました。質疑を求めます。質疑、ございませんでしょうか。 （「ありません」の声） ないようでございますので、議案第 2 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声） それでは議案第 2 号は、原案のとおり決定いたします。
【日程第 4】 教育長	次に、日程第 4、議案第 3 号、当別町少年指導センター設置規則の一部を改正する規則制定について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	議案第 3 号、当別町少年指導センター設置規則の一部を改正する規則制定について、6 頁、7 頁になります。 当別町少年指導センターの体制見直しに伴い、規則の一部を改正するもので、改正内容につきましては、別冊の 29 頁、30 頁になります。 人員の配置の見直しによりまして、少年指導センター専任指導員及び少年指導員等を廃止するものです。 なお、兼任でセンター長及び事務職員を配置し、巡回指導や青少年健全育成活動に係る他機関との連携等については、従前どおりの活動を継続する体制は整えてまいりたいと考えております。 以上、議案 3 号の説明いたします。
教育長	ただ今、提案の説明がありました。質疑を求めます。質疑、ございませんでしょうか。 （「ありません」の声） ないようでございますので、議案第 3 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声） それでは議案第 3 号は、原案のとおり決定いたします。
【日程第 5】 教育長	日程第 5、議案第 4 号、当別町古文書等の保存及び利用に関する規則の一部を改正する規則制定について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	議案第 4 号、当別町古文書等の保存及び利用に関する規則の一部を改正する規則制定について、8 頁、9 頁になります。 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規則の一部を改正するものであります。刑法等の改正によりまして、懲役刑と禁固刑が一本化し、拘禁刑となることによる改正となっております。 なお、別冊の 31 頁、32 頁に新旧対照表を掲載しておりますのでご参照願います。 以上、議案第 4 号の説明いたします。
教育長	ただ今、提案の説明がありました。質疑を求めます。質疑、ございませんでしょうか。

武岡教育長職務 代理者	禁固と懲役刑は、どのように違うのですか。
教育部長	刑務作業の義務があるかないかの違いとなっております。懲役については、刑務作業というのは義務化になっていて、それで、禁固刑については、刑務作業が任意になっていて、現在、任意であります、どちらも刑務作業を行っている実情に伴いまして、今回、法律改正で一つにするといったことが、改正の理由となっております。
教育長	他に、ございませんでしょうか。 (「ありません」の声) ないようでございますので、議案第4号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) それでは議案第4号は、原案のとおり決定いたします。
【日程第6】 教育長	それでは、日程第6、議案第5号、当別町義務教育学校開校準備委員会設置要綱を廃止する訓令制定について、事務局より説明をお願いします。
教育部長	議案第5号、当別町義務教育学校開校準備委員会設置要綱を廃止する訓令制定について、10頁になります。 当別町義務教育学校開校準備委員会設置要綱を廃止する訓令を制定するため、委員会の議決を求めるものであります。 以上、議案第5号の説明といたします。
教育長	ただ今、提案の説明がありました。質疑を求めます。質疑、ございませんでしょうか。 (「ありません」の声) ないようでございますので、議案第5号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) それでは議案第5号は、原案のとおり決定いたします。
【日程第7】 教育長	日程第7、議案第6号、当別町一貫教育推進委員会設置要綱を廃止する訓令制定について、事務局より説明をお願いします
教育部長	議案第6号、当別町一貫教育推進委員会設置要綱を廃止する訓令制定について、11頁になります。 当別町一貫教育推進委員会設置要綱を廃止する訓令を制定するため、委員会の議決を求めるものであります。 以上、議案第6号の説明といたします。
教育長	ただ今、提案の説明がありました。質疑を求めます。質疑、ございませんでしょうか。 (「ありません」の声) それでは議案第6号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声)

	それでは議案第 6 号は、原案のとおり決定いたします。
【日程第 8】 教育長	日程第 8、議案第 7 号、当別町教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行に関する規程の一部を改正する訓令制定について、事務局より説明をお願いします
教育部長	議案第 7 号、当別町教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行に関する規程の一部を改正する訓令制定について、12 頁から 15 頁になります。 改正の理由としましては、マイナンバーカードと健康保険証の一本化によりまして、本人確認として、顔写真のない現行の健康保険証について削除するものでございます。 なお、別冊の 33 頁、34 頁に新旧対照表を掲載しておりますのでご高覧願います。 以上、議案 7 号の説明といたします。
教育長	ただ今、提案の説明がありました。質疑を求めます。質疑、ございませんでしょうか。
小林委員	訂正請求書は、どのような時に使うのですか。
教育長	休憩します。 再開します。
学校教育課	ただ今の質問ですけれども、教育委員会で持っている個人の情報に関して、変更が必要な場合に、この様式を使って訂正を請求するものとなります
教育長	他にございませんでしょうか。 (「ありません」の声) ないようでございますので、議案第 7 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) それでは議案第 7 号は、原案のとおり決定いたします。
教育長	以上で、令和 7 年第 4 回当別町教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4 時 3 2 分

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

当別町教育委員会 教 育 長

教育長職務代理者